

北上市訓令第3号

市長部局

北上市営建設工事監督規程及び北上市営建設工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月13日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市営建設工事監督規程及び北上市営建設工事検査規程の一部を改正する訓令

(北上市営建設工事監督規程の一部改正)

第1条 北上市営建設工事監督規程(平成22年北上市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監督職員の配置) 第3条 監督職員の配置は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 主任監督員 契約金額が <u>130万円</u> 以上の工事 (3) [略] 2 [略]	(監督職員の配置) 第3条 監督職員の配置は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 主任監督員 契約金額が <u>200万円</u> 以上の工事 (3) [略] 2 [略]
(監督職員の指名) 第4条 [略] 2 工事主管部の長又は工事主管課の長は、前項の規定により	(監督職員の指名) 第4条 [略] 2 工事主管部の長又は工事主管課の長は、前項の規定により

監督職員を指名したときは、その旨を書面により請負人に通知しなければならない。ただし、契約金額が50万円未満の工事についてはこの限りでない。

(工事成績評定)

第22条 監督職員は、建設工事が完成したときは、監督により確認した事項に基づき的確かつ公正に工事成績の評定を行い、財務部長に報告しなければならない。ただし、契約金額が130万円未満のものについてはこの限りでない。

監督職員を指名したときは、その旨を書面により請負人に通知しなければならない。ただし、契約金額が200万円未満の工事についてはこの限りでない。

(工事成績評定)

第22条 監督職員は、建設工事が完成したときは、監督により確認した事項に基づき的確かつ公正に工事成績の評定を行い、財務部長に報告しなければならない。ただし、契約金額が200万円未満のものについてはこの限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市営建設工事検査規程の一部改正)

第2条 北上市営建設工事検査規程（平成22年北上市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査の区分)</p> <p>第3条 工事の検査は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる課等において実施する。</p> <p>(1) 契約金額が<u>130万円</u>以上のもの 財務部財政課（以下「財政課」という。）</p> <p>(2) 契約金額が<u>130万円</u>未満のもの 工事を主管する課等（以下「工事主管課」という。）</p> <p>(検査員の指名)</p> <p>第4条 契約規則第30条に規定する検査員は、第2条に規定する検査の種類ごとに、次の各号の区分に応じて当該各号に定める者とする。</p>	<p>(検査の区分)</p> <p>第3条 工事の検査は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる課等において実施する。</p> <p>(1) 契約金額が<u>200万円</u>以上のもの 財務部財政課（以下「財政課」という。）</p> <p>(2) 契約金額が<u>200万円</u>未満のもの 工事を主管する課等（以下「工事主管課」という。）</p> <p>(検査員の指名)</p> <p>第4条 契約規則第30条に規定する検査員は、第2条に規定する検査の種類ごとに、次の各号の区分に応じて当該各号に定める者とする。</p>

(1) 契約金額が130万円以上の工事 財務部財政課長（以下「財政課長」という。）が当該所属職員のうちから指名した者

(2) 契約金額が130万円未満の工事 工事主管課の長が当該所属職員のうちから指名した者

2～4 [略]

（契約の通知）

第5条 工事に係る契約を主管する課等の長（財政課長を除く。）は、工事に係る請負契約を締結した場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる者に契約を締結した旨を通知しなければならない。

(1) 契約金額が130万円以上の工事 財政課長

(2) 契約金額が130万円未満の工事で、当該契約の締結を主管した課等と工事主管課が異なるとき 工事主管課の長

(1) 契約金額が200万円以上の工事 財務部財政課長（以下「財政課長」という。）が当該所属職員のうちから指名した者

(2) 契約金額が200万円未満の工事 工事主管課の長が当該所属職員のうちから指名した者

2～4 [略]

（契約の通知）

第5条 工事に係る契約を主管する課等の長（財政課長を除く。）は、工事に係る請負契約を締結した場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる者に契約を締結した旨を通知しなければならない。

(1) 契約金額が200万円以上の工事 財政課長

(2) 契約金額が200万円未満の工事で、当該契約の締結を主管した課等と工事主管課が異なるとき 工事主管課の長

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。